

暴力団排除条項の導入について

当金庫では、平成19年6月に政府から公表された、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を踏まえ、反社会的勢力との取引を遮断するため、「信用金庫取引約定書」など融資関連の契約書に「暴力団排除条項」を平成22年4月より導入しております。

また、平成22年4月1日以降、普通預金規定、各種定期性預金規定、当座勘定規定、貸金庫規定等に暴力団排除条項を導入し、新规定によりお取り扱いさせていただいております。

暴力団排除条項とは、お客様が暴力団等の反社会的勢力に該当し、取引の継続が不適切である場合には、当庫の判断により取引の停止または契約の解除ができることを定めた条項です。

改定後の新规定等は、改定前よりお取引いただいているお客様にも適用されます。また、平成22年4月1日以降は、普通預金、各種定期性預金、当座勘定、貸金庫等の申込にあたって、お客様が暴力団等の反社会的勢力に該当しないことを表明・確約していただくこととしました。本表明・確約をいただけない場合はお取引をお断りします。なお、預金規定等の改定内容については、最寄の営業店で預金規定等をお受取のうえ、ご確認ください。

当金庫では、今後も反社会的勢力との取引防止・関係遮断のための取組みを積極的に行なって参りますので、お客様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上